

令和2年第4回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和2年9月9日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和2年9月9日 午前9時00分				議長 西原 好文
	散 会	令和2年9月9日 午前11時24分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	瀧 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	7 番	池 田 和 幸	8 番	吉 岡 隆 幸	9 番	瀧 上 正 昭
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	環 境 課 長	武 富 元	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	産 業 課 長	一ノ瀬 和 義	○
	教 育 長	吉 田 功	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	納 富 智 浩	○
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	こ ども 教 育 課 長	百 武 一 治	○
	建 設 課 長	武 富 和 隆	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	福 祉 課 長	松 尾 徳 子	○	政 策 課 長	田 中 盛 方	○
	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○	幼 児 教 育 セ ン タ ー 所 長	西 村 真 由 美	○
代表監査委員	伊 東 啓 子	○				
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	平 川 智 敏				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和2年9月9日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第8号 令和2年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 日程第4 報告第9号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第5 報告第10号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 日程第6 議案第44号 江北町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 日程第7 議案第45号 江北町税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第46号 江北町過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第9 議案第47号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議案第48号 令和2年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第49号 令和2年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第50号 令和2年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第51号 令和元年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第52号 令和元年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第53号 令和元年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第54号 令和元年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第55号 令和元年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第18 議案第56号 令和元年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

午前9時 開会

○西原好文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第4回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

議会開会に先立ちまして、このたびの令和2年7月の豪雨災害で九州県内を中心にたくさんの方々がお亡くなりになりました。数多くの方々が被災されております。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に対し心からお見舞いを申し上げます。被災されてから2か月以上がたちますが、今もなお多くの方が不便な避難所生活を余儀なくされておられます。一日も早い復旧・復興を願ってやみません。

また、台風10号においては今までに経験したことのない程度の台風ということで、町内でも203世帯、402名の方が避難所に避難されており、急遽新たに2か所の避難所を開設されるなど、町職員におかれましては大変な御苦勞もなされております。心より感謝を申し上げます。町内の被災状況につきましては、後立って報告がなされると聞いております。

それでは、本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告及び町長からの行政重点事項につき報告いたします。

まず、私のほうから報告いたします。

ページをお開きください。

主な行事の動きといたしまして、8月7日、佐賀市において知事・市町議長懇話会が開催されております。要望内容といたしまして、町道江北～芦刈線と交差する町道上惣～新渡線の現地確認と対応及び県管理河川機能維持のための堆積土の撤去に係るしゅんせつ工事の実施について2問について要望を行っております。県の回答といたしましては、町道上惣～新渡線については町と現地確認をしたところであり、今後対応については調査を行う予定とのことでありました。

次に、古川河川についてですが、しゅんせつやごみ除去などの維持管理については、河川の巡視や点検により治水上支障となる箇所への把握に努めながら適切に取り組みます。

なお、古川下流堰の湛水区域となっており、河川水位が下がった時期に改めて確認をしたいという回答をいただいております。

さらに、フリートーキングでは、本町のみんなの公園の利用促進について、知事をはじめ、県職員、各市町の議長さんに向けてのPRをしてまいりました。その結果、先月21日、知事自らみんなの公園を視察になり、37カフェでは来店されているお客さんへの話もされておられました。そのほかにも、他の市町の議長さんも来園されているとの報告を受けております。

8月26日佐賀市において町村議会議員研修会が開催されております。「コロナ・ショックが一変させた世界の風景、日本の姿」と題して外交ジャーナリスト手嶋龍一氏の講演が開催されております。

以上で私のほうからの報告を終わります。

続きまして、町長からの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。令和2年9月定例会の開会に際しまして、その所信を申し上げたいと思いますが、その前に1点、皆様方に御披露をしたいことがあります。

先ほども台風10号のお話がありましたけれども、私ども役場庁舎、幾つか被害はありましたけれども、大きな被害というものはありませんでした。ただ、どうしてもやはり木の枝であるとか、いろんなごみが庁舎の周りに散乱をしておりましたけれども、昨日の夕方、定時5時でしたけれども、私どもの職員が自発的に駐車場の片づけをしてくれておりました。町民課が中心になって、またそれに呼応した若手職員が、時間外ではありましたが、やっぱりこのままでは明日から議会も始まるしということで自発的にそうしたことをしてくれたというのは大変私も感動をいたしました。日頃は私もどちらかというと口うるさい、小言の多い町長であります。やはりどうしても町政を任されている以上、してもらいたいことであるとか、するように指示をしていたことがなかなかできていないと、正直がばい歯がゆかです。ただその一方で、今回のように、もちろんそういうことを相談するまでもなく自然に職員諸君が、自分たちの職場、また、町民の皆さん、そして、議会が始まるということで自発的にそういう環境整備をしてくれたのは、これはまたがばうれしかったことであります。この場を借りて今回そうした清掃活動してくれた職員にもお礼を言いたいというふうに思います。

ともすると、やはりこういうことを御紹介しますと、それに関わらなかった者からは何かそれをちやかすような、そんなような職場もあるように聞いておりますけれども、ぜひ少なくとも我が職場だけはそうしたマイナスの風潮がはびこらないようにぜひせんばいかんとい

うふうに思いますし、もし次なることがあるとすれば、やはりそうした行動というか思いに1人でも2人でもまた呼応して役場全体がそうした風土になればなというふうに思います。

私も今5年目を迎えますけれども、なかなか思いどおり進まないこともあって自らに対しても歯がゆい思いをすることもありますけれども、一方でこうした職員の自発的な行動というんですか、行為というんですか、こういうのは大変うれしく思います。役場内のことでありますからわざわざ議会で言わなくてもということかもしれませんけれども、私としては特に今日の開会に先立ちまして大変そうしたことがうれしくもあり、また、さすがしくもありましたものですから、ぜひ議員の皆様方にも御紹介をさせていただきたいと思ったところでもあります。

それでは、9月議会の所信表明ということで移らせていただきたいと思っておりますけれども、ここでは大きく2つのテーマについて御報告、御説明を申し上げたいと思っております。

1つは安全・安心、それともう一つは地域活性化という、この2つについてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、安全・安心についてであります。先ほども議長からも御挨拶がありましたけれども、今年に入りまして新型コロナウイルスの感染拡大、残念ながら我が町でも8月2日、3日と陽性者が確認をされたわけでありましてけれども、新型コロナの感染拡大、また、異例の長梅雨、そして、今回の経験したことのないような台風ということで、様々な危機、災害に見舞われたわけでありましてけれども、こうしたことに対して、直接・間接含めて被害、または影響を受けられた町民の皆様方に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思いますし、我々町といたしましても、早期の復旧、また、日常を取り戻すべくこれからも全力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

先ほどからお話が出ております9月6日から7日にかけて我が町にも台風10号が襲ってまいりました。今回早い段階から気象庁や気象台、または報道機関でも、特別警報級、またはこれまで経験したことのない台風ということで、予報、また報道がされておりましたし、繰り返しそうした報道もされておりましたので、町民の皆様も、御心配もなされたと思っておりますし、様々な準備もなされたというふうに思います。結果的には当初予想をしていたほどは被害はありませんでしたけれども、それでもやはり各所にはこの台風の爪痕というものを残す結果になりましたし、先ほど申し上げましたように、被害に遭われた皆様方には心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

私どもも台風通過後、町内の被害調査を行っておりますけれども、恐らくまたこれからも様々な被害報告がなされようかと思えます。そういう意味ではまだまだ災害対応は終わっていないというふうに思っております、やはり次の段階として、町といたしましても町内の被害の全貌把握と早期の被害復旧に努めてまいりたいというふうに思えます。

今回は先ほど申し上げましたように、町民の皆様も大分事前に心配もされておられたということもあって、実は台風が来る前から役場のほうには、今回避難所はいつから開かれるんだろうかということで問合せの電話が多数寄せられておりました。そうしたことも受けまして、町としては実際に避難所を開設する前から、9月7日の9時から避難所を開設しますということを事前にお知らせすることで安心をしていただきたいというふうに思っておったところでありまして、最終的には4つの避難所を開設いたしまして、町内全体で402名の方が避難をなされました。

またこのほか、自主的に地区の公民館に避難された方が40名ほどいらっしゃるというふうに聞いておりますし、聞くところによりますと、近隣のホテルも予約が満員であったというふうに、必ずしも我々が指定した避難所だけではなくて、それぞれで避難行動も取っていただいたというふうに思っておりますけれども、我々町として準備した4つの避難所に最終的には402名の方が避難をしていただいたということでもあります。

実は当初はいつものといたしまししょうか、大雨のときと同じように老人福祉センターとネイブルの2か所を開設する予定にしておりましたけれども、先ほど申し上げましたように、事前の問合せ、または9月7日の開所直後の避難者の数であるとか、その後の避難者の動きを見て事前に、これではいっぱいになる可能性があるということで2か所開いた段階からその次の避難所の開設の準備をしておったところでもあります。

そこで、避難所とも連絡を取り合いながら、満員になる前に町民の皆様にお知らせをして、これから避難する方は町の公民館のほうに避難をしてくださいということで誘導をさせていただきました。ここまですりまると思っていたんですけども、これまたたくさんの方がお越しになられたものですから、その次にというところまで事前に準備をいたしまして、最終的には、今回新たに実はコロナ対応ということで加えたさわやかスポーツセンターを4番目の避難所として開設をしたところでもあります。最終的にはこの4つで指定避難所への避難者は受け入れることができました。

今回報道を見ておりますと、市町の中には避難所がいっぱいだからということで避難者を

断ったような自治体もあるように聞いております。これは私どもで確認をしたわけではありませぬけれども、今回避難希望者を全部受け入れられたのは江北町だけということを経済機関の方から聞きました。これもやはり職員諸君が周到な準備をしてくれ、また、適切な臨機応変の対応ができた結果かなというふうに思っております。

やっぱり3つばかりポイントがあったなと思います。普通の大雨であれば職員も何班かに分けて、朝から夕方まではこの班、その次はこの班というふうに、実は班体制を組んでやっているんですけれども、今回はその台風が大変大きいということもありまして、第1段階としては全職員でまずここは臨むということを決めたのが第1のポイントだったのじゃないかなというふうに思いますし、第2のポイントは、コロナ対応をそのまま生かしますと今回ほどの避難者の収容はできませんでした。ただ、ここはまずはやはり目の前の危機を避けるほうが優先すべきだということで、避難者の方にはマスク着用の厳守、それは避難された後もですけれども、それと、定期的な換気、また、熱を持っておられるような方の隔離といたしましょうか、そうしたことをすることで、実はコロナ対応よりは避難者の収容を余計にさせていただいたというのが——ここもぎりぎりコロナがあるからということで最後まで言っておけば恐らくこういう避難はできなかつたというふうに思いますし、この判断が第2のポイントだったのじゃないかなというふうに思います。

それと、第3のポイントが、避難所はもうここだけと最初から決めつけるのではなくて、そうした状況を見ながら臨機応変に、第3、第4——実は最初の避難所で従事していた職員がそのまま今度第4に行ってくれたりとかほかのところの余った資材をほかの避難所に運ぶとか、そういうことをしながら、言ってみれば臨機応変の状況を見ながらの対応をしたことが今回の結果につながったのではないかなというふうに思います。

我々も、大雨についてはこれまでも何度となくそういう対応をしておりましたけれども、これほどの台風というものは初めてでありましたので、そのままなぞらえるのではなく、やはり台風には台風の対応の仕方があるということが分かったわけでありまして、幾つかはそういう急場しのぎで対応してきたところでもありますけれども、やはり全てが万全、万端だったというわけではありませぬ。今回取組をした中でいろんな課題も見えてきましたので、そうした課題というものをその場で終わらせるのではなくて、ぜひ次につなげていくということこそが実は我々の役目ではないかというふうに思っております。

今振り返りますと、今年は新年早々の新型コロナの感染拡大に始まり、異例の長梅雨、そ

して今回の台風等、本当に様々な災害に見舞われた今年の前半でありました。

新型コロナについては、その感染拡大防止ということで避難所の体制を見直し、その結果、新たにさわやかスポーツセンターを追加させていただくことになりましたけれども、先ほど御紹介をしましたとおり、まさかこんなに早く使用することになるとは思っておりませんでしたけれども、そうした対応もさせていただきました。

また、今年の梅雨については異例の長梅雨だったという言われ方をしますけれども、6月11日に梅雨入りをし、7月30日の梅雨明け、50日間であります。この間の総雨量も1,568ミリと近年最多であります。

また、今回本当に感覚的には何か千本ノックを受けているような感覚で、1つ雨が過ぎればまた次というようなことで、それに伴いまして、避難準備、避難勧告、避難指示等の発令も、昨年が全体で6回に比べ今年は全体で14回にも上ったということからも、今回の梅雨が異例であったということが分かるのではないかというふうに思います。

こうした災害対応をする中で幾つかこれから我々が取り組むべき対応というものが、テーマが明らかになっております。私としては3つあるというふうに思っているんですけども、1つは、先ほど申し上げました新型コロナをはじめとしたウイルス感染症防止に対応をした、やはり分散避難ということを進めていく必要があるというふうに思います。

それともう一つは、実はこれは白石町さんが先進的な取組をされておりますけれども、今回の梅雨のときには、クリークをはじめとした町内の各水路、またため池、そして、各施設に協力をいただいて事前に水を落としていただくということも今回させていただきました。例えば、分散避難でいきますと、今回の梅雨では山間部の地区の集会所を13か所避難所として使わせていただきましたし、先ほど申し上げました事前落水については、計7回協力をいただいて事前に水を落としていただいたということでもあります。事前落水についてはこれまである種タブー視とまでは言いませんけれども、そういう水問題に関わるといろいろ大変だというようなことがある意味都市伝説ではないですが、役所の中でもそういう雰囲気があったりなかなかそういう協力をお願いするということが今までできていなかったんですけども、ここはやはり安全・安心に関わることでもあるわけですし、今回一歩踏み込んで関係者の皆様にも御協力をいただいたということでもあります。

今回そうした長梅雨ではありましたが、例年に比べれば冠水被害の報告が大変少のうございまして、恐らくこうした事前落水の効果というものも見て取れるのではないかと

うふうに思っております。

いずれにしても、先ほどから申し上げておりますとおり、実は緊急避難的、または応急処置的に、また暫定的にやった取組がほとんどであります。これをこれからの新しい時代を江北町が生き抜くためには、やはりしっかり仕組みに落とし込む必要があるというふうに思います。そうしなければ、単なる場当たり、またはその場しのぎで終わってしまうものですから、こここそが我々役所としてこれからしっかりやっていくことであるというふうに思います。

そうした中で、事前落水については今回協力をいただいたわけですが、初の試みとして、水系ごとではありましたが、関係者の皆様方に一堂に集まっていただき、それぞれの日頃からのいろんな課題であるとか、また、御意見もいただく機会も設けさせていただきました。8月25日から28日、4日間にわたりまして冠水被害の軽減対策会議ということで、本当に日頃から昼夜を分かたず町の安全・安心に御協力をいただいている皆様方に集まっていただいているいろんな意見を聞かせていただきましたものですから、こうしたこともしっかり仕組みづくりに使わせていただきたいというふうに思っておりますし、何とかこの台風シーズンを乗り越えられたとすれば、次なるまた来シーズンに向けて、これもぎりぎりになってまた同じようなことということにならないように、平時にしっかりとした検討であるとか、準備であるとか、予算の確保であるとか、調達であるとか、やはりこうしたことをやらないといけないと思います。町民の皆さんはもしかすると台風が過ぎればほっとされて日常に戻られるかもしれませんが、我々役所は逆にそういう平時こそがある意味本番であるという意識をしっかり持つておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それともう一つの課題、3つあると言いましたけれども、先ほど申し上げました分散避難、それと事前落水、それともう一つが、避難における弱者対策であります。

御存じのとおり、避難行動要支援者名簿というものがあまして、特におひとり住まいの高齢者を中心に町内では518名の方のお名前が登載されております。この名簿の整備状況は県内でもかなり率が高いわけですが、ただ一方で、名簿までは作ったけれども、こうした方の具体的な避難につながっていないのではないかとというのが私の問題意識でありました。実際名簿を拝見すると、私も存じ上げている方もいらっしゃるものですから、もちろんいわゆる高齢者のおひとり住まいだから名前が載っているんですけども、どう考えてもこの方がどなたかの支援がなければ避難できない方というよりは、恐らく周りの方まで一緒に連れて

いってあげられるぐらいお元気で自分でしっかりそうした避難行動も取られるような方も名前が載っておりました。これは国の制度なものですから機械的に一定の基準で名前が載っておるわけですが、だからといって518名、そういう本当に支援が必要な人とそうではなくて自分でできる人がもう混然となっているものですから、本当に我々が支援をせんばいかん人たちは誰なのかということをやはり洗い出す必要があるんじゃないかということで、これは我々独自に名前をつけたんですけれども、早期要避難者ということで、実は区長さん方にもお願いをして、この518名の方をもう一度全部見てもらいました。そして、ほんなこて早めに避難をしてもらわねばらん人、もしくは自分では避難できない人がどのくらいいるかということ、今回これは福祉課が中心になって洗い出しをした結果、518名のうち本当に早期に支援を受けて避難をしてもらわねばらん人は60名ということで今整理をさせていただきました。

今回は、この60名については福祉課がもう個別に対応するというので、もちろん我々が準備した指定避難所に避難をされた方もいらっしゃいます。ちなみに5名でありますけれども、それ以外にも事前にあそこのショートステイに行かれるとか、もしくはあそこの病院に行かれるとか、もしくはここは御自分の家族のところに行かれるというようなことで、60人中60人、実は避難先をきちんと事前に確認ができたということは、私これは非常に大きな成果だったんじゃないかなというふうに思います。そが518人も避難準備のときにどがんと避難さすことよく言われるんですけど、そうじゃなくて、そこにやっぱり中に紛れているわけじゃないですけど、本当に避難支援をしてあげないといけない人たちがどれだけなのかと。どうしても役所は避難行動名簿を作りましたと、七十何%ですと、なんかそれで終わりがちなんですけれども、我々はいかに本当に命を守るかということを見ると、そういう独自ではありましたけれども、やはり絞り込みをして、そうした方々に対しては一人一人事前に避難先の確認をさせていただいたところでもあります。

また実は、この名簿には載っておられませんけれども、町内の福祉施設に入所をされていらっしゃる方もいらっしゃいます。こうした方たちについても、今回、福祉課のほうで事前にそれぞれの入所者の方々の施設としての避難先について確認をさせていただき個別に対応させていただきました。病院やほかの福祉施設などに避難をするという施設がある中で、今回、町内の宅老所6名、それと、老人ホーム23名の入所者の方が私どもの指定避難所に避難をされたということでありますし、また、障害を持たれているお子様お一人も今回事前に確

認をした上で避難所で避難をしていただいたということでもあります。先ほどから申し上げているようなこういう具体的なテーマというものをやはり一つ一つクリアをしていくということが本当の意味での町の安全・安心につながるというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、分散避難であるとか事前落水についてはまだ道半ばでありますし、今回の弱者避難についてもさらに具体化ができるのではないかとこのように思っておりますので、私としてはこの3つを当面の江北町の避難活動に際する大きなテーマということで早期に解決をしていきたいというふうに思います。これにとどまらず、安全・安心が第一であります。これからもそうした気持ちで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、地域活性化についてお話をさせていただきたいと思っております。

今方私はこれからも安全・安心を第一でということでも申し上げました。もちろん安全・安心は第一でありますけれども、我々町としてなすべき唯一ではありません。御存じのとおり、いろんな時代の変化を見、また先を見て、いろんな地域活性化に取り組むというのも我々に課された大きな責務であります。例えば、警察とか消防とか、ある程度目的が特定されている行政機関は別として、我々はまさに総合行政、総合商社みたいなものでありますから、安全・安心は第一にしつつ、それと同じようにほかのいろんな分野についてもしっかりと進めていくという責任があります。これがまさに私は総合行政であり、その責任者として私が様々な分野について任せていただいているというふうに思っております。

その中で、地域活性化については、ここでは駅の活用、または駅を活用したまちづくりということで少しお話をさせていただきたいと思っております。

私ごとではありますけれども、1期目の出馬に当たりまして公約を掲げました。この中には、かつてにぎわいのあった駅北口のにぎわいの復活ということも掲げさせていただきました。私にとりましては、公約というのは町民の皆様との約束でありますし、それを約束した上で当選をさせていただいたわけでもありますから、当然、公約に掲げたものは全て実現をするという意気込みで4年間町政を進めてまいりましたけれども、本当にここは申し訳ないんですけども、必ずしも全ての公約を実現できたわけではございませんし、先ほどの駅北口のにぎわい復活ということも含めまして実現できなかった公約については、議員の皆様方からも御指摘、また、お叱りを受けたところでもありますし、返す返すも任期中に実現ができなかったことについては私自身じくじたる思いがございます。

今回2期目の出馬に当たりまして、私としてはやはり町民の皆様の約束として様々な公約を掲げさせていただきまして、これについてもこの任期中実現をすべく私としては全力をささげるつもりであります。

その公約の中に、既に御存じだと思いますけれども、駅名の改称というものを掲げておりました。これは町名と駅名が一致しないということで江北町の認知度が上がらないところを駅名と町名を一致させることで認知度向上を図りたいという思いだけではないんですけれども、簡単に言いますと、そうした思いから今回公約として掲げさせていただいたわけでありまして、先ほどから申し上げましたように、町民の皆様との約束として公約を掲げた以上、私としてはこれを含めて公約の実現を図っていくというのが私の責任だというふうに思っております。

御存じのとおり、令和4年、あと2年後ですけれども、折しも我が町は町制施行70周年を迎えますし、また、3村合併江北村として誕生してから同じく今度はちょうど90周年を迎えます。この機会にぜひそうした公約の実現も図りたいというふうに思いますけれども、こうした町の記念の年というだけではなくて、同じ年には新幹線長崎ルートの新幹線開業が行われます。恐らく今回の暫定開業によって人の流れも大きく変わるものというふうに思いますし、先日は知事からお話をお聞きしましたけれども、佐賀県ではこの暫定開業に合わせて大規模な全国的な観光キャンペーンを実施する予定にしておられるということでもあります。

私も実は佐賀県庁在職時代には観光課に勤務をしておりました、まさにこの観光キャンペーンの担当もしておりました。デスティネーションキャンペーンと言いますが、例えば、全国の駅に佐賀のポスターが貼られて、列車に乗ってということですが、皆さん佐賀に行きましょうという、本当に様々な媒体を活用した送客、誘客キャンペーンが行われます。私はこれは観光というだけではなくて、やはり江北町のことを知ってもらい、また、一度来てもらうことが最終的には定住人口にもつながるのではないかとこのように思っておりますし、そういう意味での観光ということで、やはりしっかりこうした県の動きにも連動していく必要があるというふうに思います。

そういう意味からも、今回の駅名改称については、やはり今回が好機だというふうに思っております。ただ、駅名の改称については町民の皆様の中にも様々なお考えがあられるということは私も承知をしております。

そこで、去る7月15日、それと8月22日でありましたけれども、町政懇談会ということで、

駅名解消だけではありませんでしたけれども、駅を活用したまちづくりということでお話をさせていただきましたし、また、様々な意見もいただいたところであります。

その中で、私も改めて町、または駅の歴史について学んだわけでありませうけれども、御存じの方もいらっしゃると思いますけど、もともとは明治時代に開設をされた当初は山口駅であったと。それが国鉄——国有化されて全国一律で管理されるようになって、その後に山口県に山口駅ができるもんだから、国鉄が山口県だから向こうに山口の駅はやって、それならこっちは肥前をつけさせてもらおうということで、実は国鉄が肥前というのをつけられたというような歴史であるとか、一方で、町名であります江北という名前は江戸時代から六角川の北ということだと思っておりますけれども、江北という地名といたしましうか、これは既に皆さんが知られたところであったということであるとか、また、3村合併前の小田村と山口村が共同で開設をしていた両村立の小学校の名前が実はまだ江北村になる前から江北小学校であったということとか、つまりどういうことかといいますと、山口駅になったとか肥前がついたとかいうのは、これは国鉄でされたことであります。ただ、我が町、町民の皆様は、先ほど申し上げましたように、合併前から小田と山口の小学校の名前を江北小学校という名前をつけたり、また、3村合併したときにどこか特定の大字の名前ではなくて、やはり全体が皆さんが納得いくような江北という名前をつけられたというのは、本当に私は先人の知恵だということも今回改めて知ったわけでありまして、町政懇談会の中でもそうしたことも御説明をしたところであります。

また、先ほど認知度のお話をしましたけれども、これも感覚的に言うのもいかがかということもありまして、6月議会で予算の承認をいただきましたものですから、早速認知度調査を行いました。

これは博多駅で約300人を対象に調査を民間会社に委託してしたところ、肥前山口を知っているという方はその中の60%、6割の方がやはり肥前山口は知っていただいていると。一方で江北町を知っているかという問いに対しては25%ということでありました。さらに言いますと、じゃ、肥前山口が江北町にあるということを知っているかという問いに対しては、知っていると、そこまで知っておられる方は16%だったということでもあります。やはり県内見渡しても、駅がある市町で自分の市町の名前がついていない駅しかないところは実はほかにはありません。私はそういう中で、町制70周年、また、3村合併90周年、そして、何よりもいいましうか、今回の新幹線の暫定開業に合わせて、将来に向けてここでやはり駅名

を改称するのがいいのではないかというふうに思っておるところであります。と私は非常に自分だけの思いつきだというふうに思っていたんですけども、今回いろんな調査を私どももしました。実は過去の我々の役所のこともいろいろ調査をしまして関係者にもヒアリングもしたところ、ここは御本人はもうお聞きはできなかつたからあれですけども、昭和56年当時だったそうです。もしかすると町制施行30周年ぐらいのときだったんじゃないかなと思いますけれども、当時の吉岡町長が、駅名改称ができないかということで関係者に協議、相談をされていたというお話を実は聞きました。

それともう一つ、これは平成6年頃というふうに聞いておりますけれども、ですから、町制40周年に向けていたかどうかはちょっと分かりませんが、それこそ田中町長さん時代も駅名改称ということで、当時うちの職員が、もう今はいませんけれども、実は全国の調査をして検討されていたということも今回明らかになりました。そういう意味でいきますと、この駅名改称というのも我が町にとっては新しいように思いますけれども、実は新しくて古いというか、そうしたテーマであるということも今回改めて分かったわけでありまして。

これまでもる御説明をいたしましたけれども、私としてはやはりこうしたいろんな今回新たに分かったことであるとか、また、周辺の状況を見た中でやはり駅名を改称すべきだと思っておりますし、今回が私に言わせれば最後のチャンスであるというふうに思っております。

わざわざ最後のチャンスというにはもう一つ理由があります。

先ほど申し上げましたように、JRではまだ具体的な時期までは明らかになっておりませんが、令和4年に新幹線長崎ルートへの暫定開業に向けて準備をされておりますし、これに合わせて大規模なダイヤ改正を行われるというふうに聞いております。

そうした中で、今回我々駅名改称は当然JRに申入れをしてしてもらわないといけませんし、当然応分の負担というものが出てくるわけですけども、これはまだJR九州さんから正式に言われたわけではありませんが、これまで何度となくいろんなやり取りをさせていただく中で、あくまでも今の時点では町の認識として御理解をいただきたいんですけども、仮にそうした大規模なダイヤ改正に合わせないで単独でJRに申入れをしてそのためにダイヤ改正をしてもらうということになると、2億5,000万円ほどかかるというふうに思っております。

ただ、先ほどから申し上げましたように、今回はJR九州グループが大規模なダイヤ改正

を予定してあるものですから、それと一緒に合わせて今回改称をさせていただくことで、恐らくこの経費は1億円程度に圧縮されるものというふうに思っております。

実はこのダイヤ改正の作業は間もなくJRのほうではスタートをされるというふうに聞いておりますし、具体的な経費が明らかになったり、正式に、例えば、債務負担行為であるとか、そうしたものの議決をお願いするのは少し先になりますけれども、今回の作業のスタートに合わせて町としては少なくとも申入れをしなければ、そのチャンスを逸するということがあります。

今回一般質問でも駅名改称については御質問をいただいておりますけれども、私はそういう意味からも、やはりこの9月議会で一定の方向性を出す必要があるのではないかというふうに思います。つまりは、もちろん改称そのものは少し先ではありますけれども、少なくとも改称のための、まずJR九州への申入れということを今回しなければ、恐らくもう断念せざるを得ないというふうに思っております。そういう意味でも、今回の9月議会の閉会までには議員の皆様方にもいろんな御意見をいただきたいと思っておりますし、ぜひ場内に限らず場外も含めまして議員の皆様方にも活発な御議論をいただいて最終的な成案を得たいというふうに思っているところであります。

ただ、先ほどから申し上げているように、新幹線の暫定開業、駅の名前変えただけで何になるんやという御意見もあると思います。私もそう思います。ですから、あくまでも駅名改称というだけではなくて、やはりこの好機に我々の財産である駅というものをもっと活用をしていく必要があるというふうに思っております。

例えば、今回の新幹線の暫定開業に向けては、武雄では今の駅の隣に新しい駅ができております。また、嬉野ではまさに新駅が今回開設をされますし、佐賀駅については、行かれた方は御存じかと思っておりますけれども、昔でいうデイトスですね、あそこも大分模様替えもされましたし、隣の西友跡地には大規模な商業施設も開設されております。やはりこういうふうには新幹線の暫定開業に向けてそれぞれの市町がそれを一つの活性化のきっかけにしようということで取り組んでおられますし、先ほど御紹介した県の観光キャンペーンは、こうした停車駅に限らず県内市町全域が対象であります。そういう中で我が町が埋もれないためにもここでしっかり駅の活用ということを全体としてやはり考えていく必要があるのではないかというふうに思っておりますし、そういう中では、駅名改称だけではなくて一定のハード整備というものも必要なのではないかというふうに思います。

これはもちろん今はまだ構想の段階であります。試案の段階と言った方がいいかもしれませんが、もちろんこれはこれからまた議員の皆様方にも個別のプロジェクトについてもお話をいただきたいというふうに思いますけれども、1つには、開業に合わせて町の顔でもあります駅の改修といたしますか、化粧直しといたしましょうか、やはりこうしたものやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。平成15年の橋上化からもう時間が大分たっておりますし、残念ながらそれほどいいイメージを積極的に持っていただけるような状況ではないものですから、この暫定開業で全国からたくさんの方がお越しになるということであれば、我が町の顔として、やはりこうした駅舎の改修といたしましょうか、化粧直しといたしましょうか、そうしたこともする必要があると思います。

今あそこの自由通路ですけれども、例えば、江北幸福通りとか名前をつけて、単純に通行するだけではなくて、あそこでも何かそういう催し物であるとか、そうしたことができるようなことも考えていきたいというふうに思いますし、先ほど1期目の公約のお話をしましたけれども、駅北口であります。御存じのとおり、県で歩道整備を予定されておまして、これまであちらで営業をしていただいた商業施設についても御協力をいただいて、今、移転の御協力をいただいているところであります。御存じのとおり、その後背地にはJRが持つておられます駐車場があります。そこを何とかやはり活用ができないかというふうに思っておりますし、これも（仮称）でありますけれども、新江北駅前マーケットというような名前で、あそこに例えば、飲食店であるとか、そういうお店を誘致ができないかなというふうに思っております。

実はつい先日、福岡県の吉富駅——吉富町というところに行きました。ここではすぐ駅の横の傍らにコンテナ——ちょっとおしゃれなコンテナなんですけれども、これをあそこは3棟置かれておまして、チャレンジショップということで3年間の期限付でその後町内でいろんな起業をされたいという方に、月5千円と聞きましたけれども、低廉な家賃でお貸しをすることで、そうした新しい起業の支援をしたり、また、そこそのものが様々なにぎわいづくりに貢献をしているということで、先週、もちろんコロナにはちゃんと配慮してですけれども、政策課と建設課の職員と実は視察にも行ってきたところであります。これについても、これもちょうど我が町でもこれは参考にできるのではないかなというふうに思っておりますし、こうしたことも今回暫定開業に向けた町の取組としてやっていく必要があるというふうに思っており、やっていきたいと思っております。

いずれにしても、今会期中に正式な審議かどうかは別として、また、場内外を問わずぜひ議員の皆様にもそうしたことも含めて議論をしていただいて、いずれにしても一歩進むか、それとも退くかは、この9月議会で一定の結論を得なければ——先ほど申し上げましたような経済的なことを含めて最後のチャンスだと私としては思っておりますし、私は駅名を改称すべきと思っておりますので、まさにいろんな歴史を振り返ってみてもこれからを展望しても、千載一遇のチャンスであるというふうに思っております。

ですので、その議論の素材ということで少し整理して申し上げますと、幾つか今回の新幹線暫定開業に向けた町の取組として考え方を整理して申し上げたいと思います。

1つには、来る4年の新幹線暫定開業、または町制施行70周年に合わせて駅名の改称をJR江北駅としたいというふうに思っております。当初、肥前ということをつけておりましたけれども、今回歴史を学ぶ中で、先ほど申し上げましたように、もともと山口駅だったのを国鉄が山口駅は山口県に持って行って、そして、区別するためにもともとあった我々のほうに肥前をつけたと、つけられたと言うと言い過ぎかもしれませんが、やはりそうした歴史をひもとけば、あえて肥前ということをつけなくていいのではないかというふうに思っております。ここはシンプルに町と同じ江北駅としたいというふうに思っております。ごめんなさい、2つ目も言ってしまいました。

1つ目が、今回、来る4年の新幹線暫定開業に合わせて町名に合わせて駅名の改称をしたいということが1つであります。

そしてもう一つが、その改称後の駅名については、今申し上げた理由で江北駅をJRには希望をしたいというふうに思っております。

それと3つ目であります。

先ほど申し上げましたように、何もしなければ2億5,000万円のところが今回はそうした暫定開業に合わせることで1億円程度ということになりますものですから、ただこれにかかる経費は町民の負担はゼロとしたいというふうに思っております。その意味はどういう意味かと言いますと、もちろん国や県のいろんな補助金も活用したいというふうに思っておりますけれども、ふるさと納税で頂いた寄附金の中で町長一任事業というものがあります。これを活用させて最終的には頂くことで少なくとも町民の皆さんの負担はゼロとしたいということが3つ目であります。

それと4つ目、駅名の改称のみならず、先ほど申し上げました駅のリフレッシュと化粧直

しというものを行い、町の顔でもある駅のイメージアップを図ることで町のイメージアップを図っていきたいということが4つ目であります。

そして5つ目は、駅の北口の今のJRの駐車場と今回県道で整備された残地を活用して飲食店などのチャレンジショップを整備して、かつてにぎわいのあったあの駅前マーケット、(仮称)江北新駅前マーケットというふうに思っておりますけれども、そうした駅北口のにぎわい復活にも取り組みたいというものであります。

以上の5つが、先ほど来申し上げてお願いをしておりますとおり、やはりこの9月議会で場内外問わず、また審議中、またそれ以外問わず、ぜひ議員の皆様とも、また、議員の皆様同士でもそうした議論を進めていただければというふうに思っております。

今回、町政懇談会を開催する中でいろんな御意見をいただきました。特に第1回目はどちらかというと駅名改称には否定的な御意見が多かったんじゃないかなと思います。それは取りも直さず、やはりこの肥前山口というものに対するなじみ、または愛着のゆえというふうに私としては理解をいたしましたし、私もそこは受け止めているつもりであります。

私自身、小学校を卒業した直後からふるさとを離れて遠くで暮らしておりましたものですから、中学2年生の夏やったですか、大変ホームシックになって1週間、風呂も入らず飯も食わず、恥ずかしながら涙で枕をぬらし続けていたようなときもあります。そういう中で、やはり駅に着くということが私にとってはふるさとに帰ると同じ意味を持っておりましてし、特に橋上化前のあの頃の肥前山口の風景というのは私にとっても町民の皆様のご多くと同じように心象風景であります。実は町民室には当時のそのときの絵が飾ってあることからもお分かりいただけるとおり、そうした今の肥前山口駅という名前に対する愛着というんですか、それは私も全面的に共感もいたしますし、受け止めるところであります。

ただ一方で、これからの新しい時代、先ほどから申し上げているようないろんな外的環境の変化を見た中で、やはり歴史というものは、今度は今いる我々がつくっていくべきものであるということも思っております。

折しも今は時代の変わり目、または新しい時代のスタートのときでもあります。我が町は子や孫に誇れる町、また、子や孫が誇れる町を目指しております。ぜひそうした観点からこうした議論を進めていって、私としてはやはりこれを進めていくことが責任であるというふうに思っております。

いずれにしましても、少なくとも後顧の憂いがないように皆さんとともに町政を進め、歴

史をつくっていく必要があるというふうに思います。

町民の皆様におかれましては、また、議員の皆様におかれましては、ぜひ御理解と御協力をお願いいたしまして、本議会における所信表明とさせていただきます。

本議会もどうぞよろしくをお願いいたします。

○西原好文議長

続きまして、一部事務組合の報告ですが、報告の前に皆様方のお手元に配付しております諸般報告で、令和元年度江北町定額運用基金運用状況報告書、令和元年度江北町一般会計継続費精算報告書、令和元年度江北町財政健全化判断比率及び資金不足率についての報告書及び一般会計、水道事業特別会計決算について審査意見書が提出されております。その内容につきましては皆様方に配付しておりますとおりでございます。

次に、一部事務組合等の議会が開催されておりますので、その報告を求めます。

まず、杵藤地区広域市町村圏組合議会7月臨時会が開催されておりますので、私のほうから報告したいと思います。

第10号議案 専決処分の承認についてですが、杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を専決処分により改正するものであります。

第11号議案 新火葬場造成工事請負契約の締結についてであります。

第12号議案 嬉野消防署に配置する救急自動車の購入についてであります。

報告第1号 令和元年度一般会計の繰越明許費繰越計算書について報告するものであります。

全議案とも異議なく全員賛成で可決されております。

引き続き、杵藤地区広域市町村圏組合議会8月議会が開催されておりますので、報告いたします。

第13号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入合計30億4,794万8,315円に対し歳出合計が29億6,596万8,379円で、歳入歳出差引残額は8,197万9,936円となっております。

第14号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入合計175億492万5,360円に対し歳出合計が170億3,982万1,632円で、歳入歳出差引額は4億6,510万3,728円となっております。

第15号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入合計491万4千円に対し歳出合計425万2千円で、歳入歳出差引額は66万2千円となっております。

第16号議案 令和2年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）ですが、歳入歳出総額に1億5,944万2千円を追加し、予算の総額を34億9,568万円とするものであります。

第17号議案 令和2年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）ですが、歳入歳出予算の総額に4億7,705万8千円を追加し、予算の総額を180億8,490万6千円とするものであります。

第18号議案 令和2年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）ですが、予算総額に55万5千円を追加し、予算の総額を547万5千円とするものであります。

最後に、第19号議案 杵藤地区広域市町村圏組合監査委員の選任についてですが、長きにわたり組合の監査業務に携わっていただいた西川氏の任期満了に伴い、後任に嬉野市出身の富永敏文氏を選任されました。

以上、全議案とも異議なく全員賛成で認定・可決・同意されております。

なお、詳しい内容につきましては資料を議員控室に置いておりますので、目を通していただきたいと思っております。

続きまして、杵東地区衛生処理場組合議会が開催されておりますので、報告を求めます。井上敏文君、御登壇願います。

○井上敏文議員

皆さんおはようございます。それでは、一部事務組合議会の報告をいたします。

令和2年第2回杵東地区衛生処理場組合議会定例会が大町町長、水川組合長の招集により、令和2年8月24日午後3時より全議員出席の下、大町町議会議場において開催されましたので、その内容を報告いたします。

付議事件は以下の3件です。

議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（杵東地区衛生処理場組合監査委員の選任について）は、白石町会計管理者、溝口真由美氏を選任するものであり、地方自治法第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余

裕がなかったため、同条第3項の規定により専決処分の承認を求めたものでございます。

議案第10号 令和元年度杵東地区衛生処理場組合一般会計歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付し、議会の承認を求めるものであり、その内容は、収入済額3億1,756万8,736円、支出済額3億80万3,096円、歳入歳出差引残額が1,676万5,640円であります。

議案第11号 令和2年度杵東地区衛生処理場組合一般会計補正予算（第1号）については、予算総額に歳入歳出それぞれ2億5,499万7千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,952万5千円とするものであります。

以上の3議案について全議員出席の下、執行部より詳細なる説明を受け、質疑、応答を経て、慎重審査の結果、全議員とも原案どおり異議なく全員賛成で可決すべきものと決しました。

これで報告を終わりますが、もっと詳しい内容を知りたい方は、議員控室に資料を置いておきますので、御参照ください。

令和2年9月9日、産業常任委員長、井上敏文。

以上、報告を終わります。

○西原好文議長

次に、杵島工業用水道企業団議会が開催されておりますので、報告を求めます。瀧上正昭君、御登壇願います。

○瀧上正昭議員

皆さんおはようございます。それでは、令和2年第2回杵島工業用水道企業団議会定例会が8月24日大町町議会議場において開催をされましたので、その内容について御報告をいたします。

付託事件は、議案1件、報告の2件、計3件であります。

それではまず、議案第7号 令和元年度杵島工業用水道事業会計決算の認定について御説明をいたします。

3月議会でも御報告をいたしました。給水事業所数は本年2月から武雄市北方町の平川食品工業へ給水を開始しておりますので、13社となっております。

年間総給水量は210万5,870トン、1日平均給水量5,754トンで、前年度と比較いたしますと、年間で1万4,320トンの減となっております。

次に、収益的収支でございますが、営業収益が9,377万8,650円、営業費用は1億4,556万1,696円で、営業損失が5,178万3,046円となっております。

また、営業外収益が5,922万3,174円で営業外費用は56万5,959円となっております。この結果、当年度純利益は687万4,169円で前年度繰越利益剰余金と合わせ1,716万4,326円の当年度未処分利益剰余金となっております。

収入の主なものは、給水量の減少及び昨年8月豪雨の被災企業の料金免除による給水料金の減、減価償却の終了による長期前受金戻入、また、他会計負担金の繰入額が減額となっております。

支出については、維持管理面における義務的経費が大部分を占めておりますが、汚泥乾燥作業等の委託料及び埋設管用地借地料の賃借料が主な増額で、大規模修繕の減少による修繕費及び耐用年数が経過した資産の減価償却終了による減価償却費等が減額となっております。

また、営業外費用の雑支出は56万5,959円で他会計負担金の特定収入に係る消費税処理分でございます。

次に、資本的収支ですが、収入は他会計負担金の3,150万円で、支出は取水流量計更新工事及びJR関連の送水管閉塞工事等の工事請負費の1,214万3,200円となっております。

なお、本年度実施予定の送水管布設替え工事は、材料の納品に遅延が生じたため工期を延長することとし、当該工事の予算額2,662万円を次年度（令和2年度）に繰り越しされており、繰越額の使用に関する計画については、次の報告第1号 令和元年度杵島工業用水道事業会計予算繰越計算書により報告があり、当該工事は本年5月に完了をしております。

最後に、報告第2号ですが、令和元年度の杵島工業用水道事業会計決算に係る資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を受け、資金不足は発生していない旨の意見書を付しての報告がありました。

以上、3件とも全員賛成で可決をされましたことを御報告いたします。

なお、議会の資料につきましては、議員控室に置いておりますので、御覧ください。

以上、報告を終わります

○西原好文議長

以上で諸般の報告が終わりました。

ここで議場換気のため、10分程度休憩をしたいと思います。再開10時15分。

午前10時5分 休憩

午前10時15分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○西原好文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において池田和幸君、吉岡隆幸君、淵上正昭君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○西原好文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております案のとおりであります。御了承願います。

日程第3～第18 報告第8号～議案第56号

○西原好文議長

日程第3. 報告第8号から日程第18. 議案第56号までを一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。平川局長。

○議会事務局長(平川智敏)

(朗読省略)

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長(山田恭輔)

それでは、本議会に提案いたしました議案につきまして順次御説明を申し上げたいという

ふうに思います。

まず、報告第8号 令和2年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてであります。

本年6月25日の大雨に際しまして、東古川排水施設の真空ポンプが不具合を起こし、排水ポンプが稼働しないという事態が発生をいたしましたため、早急に真空ポンプの更新工事を行う必要があり、議会を開会するいとまがなかったために専決処分を行ったもので、今回、本議会において報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第9号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明を申し上げます。

本条例の今回の改正内容としましては、国民健康保険税の減免申請期限についての見直しを行ったものであります。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に対し、国の規定に基づいた国民健康保険税の減免を実施するに当たり、これらの改正内容を措置する必要があり、議会の開会をするいとまがなく専決処分を行ったので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第10号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について御説明を申し上げます。

庁舎における新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、窓口対応時の飛沫感染防止のためにアクリル板の設置を行うこととしました。

また、令和2年6月下旬から7月にかけて豪雨が頻発し、その対応のため職員の業務が増大し、時間外勤務手当が不足し、支給に影響が出る状況となりました。

さらには、今回の豪雨により発生した町道門前～花祭線に係る国の災害査定が8月の下旬との通知を受け、これらについて早急に対応する必要があったことから、専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第44号 江北町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について御説明を申し上げます。

町村の選挙における立候補の環境を改善することを目的とした公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月30日に公布され、同じく本年12月12日から施行されることとなりました。

法律の改正内容は、

1つ、これまで国政、都道府県、市のみを対象としていた選挙公営を町と村にも同様に拡大する。

2つ、選挙公営の対象拡大に伴う措置として、町会議員選挙に供託金制度を導入する。

3つ、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁する。

の以上3点であり、1点目の選挙公営の対象拡大を行うに当たっては、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を町の条例で定める必要があるため、今回、本条例を制定するものであります。

次に、議案第45号 江北町税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

令和2年度の税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日及び4月30日に公布されたことにより、法律改正に併せ、江北町税条例の一部を改正するものであります。

今回の主な改正内容の1点目は、軽量な葉巻たばこの重量課税を見直し、本数に対して課税する方法に段階的に移行する。

2点目は、個人町民税の人的非課税措置の対象の中の前年の所得が135万円以下の寡婦及び寡夫を見直し、婚姻歴や性別にかかわらず、子供がいる「ひとり親」を対象に追加する。

3点目は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、国が指定する行事が中止となり、チケット等の払戻しを辞退した場合、その金額をほかの寄附金控除と同様の税額控除ができることとするものであります。

また、これら3点の改正に併せて、個人町民税及び固定資産税の前納報奨金制度を近年の納税環境の変化や自主納付が浸透をしていること、納税者間に不公平が生じていること及び県内の状況を鑑み、廃止するものであります。現在、県内で前納報奨制度を維持しているのが我が町だけとなっております。

先ほど申し上げましたような理由から今回これを廃止するものであります。

次に、議案第46号 江北町過疎地域自立促進計画の変更について御説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法の再延長に伴い、本町の過疎計画は、平成27年12月に見直しを行い、新たな計画として平成28年度から本年度までの5か年間で各種事業を計画しておりました。

令和2年3月議会において計画変更を行いました。さらにその後発生した新たな行政

需要に対応するために再度計画の変更を行い過疎債の対象事業とすることで、より有利な財源の確保に努めるものであります。

なお、新規追加事業は1件でありまして、生活環境の整備関係、下水道新設・改築事業でございます。

次に、議案第47号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、1億4,183万6千円を増額し、歳入歳出予算総額を69億9,560万2千円とするものであります。

補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症対応の独自事業として、町内事業所の感染防止対策に対する支援や年末にかけて町内店舗利用を推進するため、商品券の発行事業及び情報伝達手段の整備等のための経費を計上しています。

今回、新型コロナについては一度収束の兆しを見せましたけれども、秋口以降に第2波という予想もされておりましたが、今回その予想より早く、まさにこの夏場に第2波が来たところであります。現在この第2波も少し減少傾向ではありますけれども、恐らくこれから寒い時期に入ります年末にかけて第3波ということに我々としても備える必要があります。これは単純な感染拡大防止ということだけではなくて、これまでも取り組んでおります各種の経済対策もそれに併せて実施をする必要があるというふうに思っております。

今回、プレミアム付商品券事業を実施いたしまして、おかげさまをもちまして完売をいたしたところでありますけれども、こうした年末商戦といいましょうか、年末に向けた経済刺激策ということで、今回第2弾のプレミアム付商品券事業を予定しておるところでございます。

また、歳出予算としましては、令和3年4月に町内で小規模保育所の開所を予定している事業者があります。この事業者に対し支援をすることで待機児童の解消につながる事業を行いたいというふうに思っております。

またこのほか、先ほど新型コロナに関する経済対策ということで申し上げましたけれども、こうした新型コロナにかかわらず、現在町内では新たに新規就農をしていただこうとしている方たちもいらっしゃいます。そうした方たちにもしっかりと目配りをしながら農業者全般に対する支援もしっかりやっていきたいというふうに思っており、そうした経費も計上しているところでございます。

歳出予算の主なものは、事業所等の感染症防止対策支援事業2,000万円、プレミアム付商品券事業1,160万円、農業者・事業者応援事業2,531万5千円、ここは予算の整理上、プレミアム付商品券事業と別に計上をしておりますけれども、今回実施をいたしましたとおり、2千円のプレミアム付商品券プラス特産品3千円分ということをそれぞれ計上しておるものですから2つ別々に御説明をいたしました、農業者・事業者応援事業というものは先ほどの特産品の分の予算ということになります。

また4番目、江北町交通量調査550万円、これは皆さんもお感じだと思いますけれども、最近町内の車の動きがこれまでとやっぱり非常に違ってきているように思います。例えば、江北～芦刈線の開通であるとか、その先の有明海沿岸道路の開通であるとか、江北町だけではなくて、やはりその周辺の交通環境の変化に伴い、町の中の交通状況といいたいでしょうか、歩行者も含めてですけれども、こうしたものが変化をしておるといふふうに感じております。ここを一回町独自できちんと調査をして、やはり今後の効率的、計画的なそういう交通環境の整備につなげていきたいというふうに思っております、今回町独自の調査を行いたいというふうに思っております。

それと5番目、災害に強い防災行政無線整備事業880万円。実は、現在使用しております防災行政無線、一部アナログを利用しております。これが今後法律の改正等によりましてデジタル化をする必要があります。どうせデジタル化するだけではなくて、今日もお話をしておりましたとおり、やはり災害に強いまちづくりという意味でいきますと、こうした無線といいたいでしょうか放送といいたいでしょうか、これは町と町民の皆さんをつなぐ大事な媒体であります。そうした観点から、今回、防災無線の整備を新たに行いたいというふうに思っております、そのための経費880万円、これは整備そのものの経費ではありません。これから調査検討を行うための経費であります。

それと6番目、先ほども御紹介しましたけれども、今回、町外の事業者でありますけれども、町内に新たに小規模保育所を開設したいという意向が伝えられております。こうした小規模保育所の事業者に対して国や県と協調をしまして支援を行うということで、保育所等整備補助事業1,650万円を計上しておるところであります。

またこのほか、先ほど農業支援の話をしましたけれども、産地生産基盤パワーアップ事業190万2千円などが歳出予算でございます。

補正予算の財源といたしましては、事業執行における国庫・県支出金、前年度繰越金など

であります。

1点補足をさせていただきたいというふうに思います。

皆様も新聞等で御存じのとおり、今県内いずれの市町でも9月議会が行われている、もしくは行われる予定になっておりますが、今回9月補正予算で、いわゆる国のGIGAスクール構想と言いまして、要は子供たちに1人1台の端末をいうことで国が進める事業にのって各市町でそうした1人1台のタブレットを整備するような補正予算が上がっております。保護者の皆さんの中では江北町は今回予算が上がっていないじゃないかということで御心配されるといけませんので、申し上げますけれども、当然これは我々の単費ではなくて、国や県の支援、または補助を受けながら整備をする必要がありますけれども、この補助の内容が今非常に流動的でありまして、我々としてはそうしたところもしっかり確認をさせていただいた上で予算として計上したいというふうに思っております。ですので、私どもとしては今回9月補正予算には計上はしておりませんが、そうした補助の内容等が確定しましたら12月議会で補正予算として計上をさせていただきたいというふうに思っておりますので、江北町でGIGAスクールが予算に入っていないということでぜひ御心配になられぬようしていただいて、しっかり我々としてもそうした国や県の動きには連動していきたいというふうに思っております。

次に、議案第48号 令和2年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に伴う財源組替えを行い、歳入歳出予算総額をそれぞれ11億1,908万3千円とするものであります。

補正の内容は、国民健康保険税の減収、それに伴う国庫補助、また、基金の繰入れを行うものであります。

続きまして、議案第49号 令和2年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は29万4千円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、1億2,512万3千円とするものであります。

補正の内容は、税制改革に伴う杵藤電算センター改修費に8万5千円、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る訪問車（公用車）の経費20万9千円を増額補正するもの

であります。

次に、議案第50号 令和2年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、646万6千円を増額し、歳入歳出予算総額を7億6,960万5千円とするものであります。

補正予算の主な内容は、浄化槽整備推進区域における浄化槽設置に係る工事請負費及び浄化槽の維持管理に係る修繕費の増額及び令和元年度分の消費税申告に伴う公課費の増額補正であります。

次に、議案第51号 令和元年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

令和元年度の決算につきましては、歳入総額59億410万1,904円、歳出総額56億5,487万4,413円であり、差引き2億4,922万7,492円の黒字となりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源として7,796万7千円を差し引いた実質収支額は、1億7,126万491円の黒字となっております。

歳入につきましては、町税が個人住民税及び固定資産税の増収により対前年度比3%増、また、事業執行等の財源として町債の借入れ及び基金の取崩しにより大幅な増となっております。

一方で、地方交付税が対前年度比1.0%の減、ふるさと応援寄附金についても、前年度と比較し大幅に減となっております。

次に、歳出につきましては、住民誰もが集う交流の場として、平成30年度着工のみんなの公園が完成し、昨年11月にオープンをすることができました。

また、待機児童解消のため、民間保育所の施設整備に対する補助、消費税率の引上げによる影響を緩和するため、低所得者等を対象にプレミアム付商品券を発行、安全・安心なまちづくりのため、通学路交通安全対策事業や道路防災修繕事業などに取り組みました。

そして、昨年8月には記録的豪雨により数多くの災害が発生し、その対応や復旧事業による災害関連での支出が多くなっております。

そのほか、ふるさと応援基金を活用した事業として、町誌編さん事業、保育士等人材確保事業、ご当地ナンバープレート作成事業などを行ったところであります。

予算執行における主な事業の詳細につきましては、別冊の主要施策の成果報告書のとおりでありますので、御一読いただきたいと思います。

なお、議案第51号から第56号については、後ほど報告がありますように監査委員の決算審査を終了しており、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定をお願いするものであります。

次に、議案第52号 令和元年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

令和元年度の決算状況は、歳入総額2億2,254万7,546円、歳出総額2億1,684万1,413円、歳入歳出差引残額570万6,133円となっております。

歳入の主なものは、基金運用益による財産収入8,634万7,231円と基金繰入金1億2,209万4千円であります。

歳出の主なものは施設等の維持管理に要した費用でございます。

次に、議案第53号 令和元年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

令和元年度の決算状況は、歳入総額12億2,108万2,047円、歳出総額11億7,271万6,539円で、歳入歳出差引額は4,836万5,508円の黒字となりました。

令和元年度においては、県支出金の対前年比2.6%の増であったこと、また、国民健康保険事業納付金が対前年比1.8%減少したことなどが単年度収支の黒字となった要因であります。また、令和元年度は調整基金に積立てを行っており、8月末の基金残高は5,690万175円であります。

今後とも引き続き国民健康保険事業特別会計の安定的な運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、議案第54号 令和元年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

令和元年度の決算状況は、歳入総額1億1,307万4,095円で、歳出総額1億1,270万7,743円であり、歳入歳出差引額36万6,352円となり、この額は令和2年度へ繰越し、精算することとしております。

歳入のうち、保険料収納額は7,677万2,900円で収納率は100%となりました。

次年度についても、保険料収納率100%徴収に努めてまいりたいと思っております。

次に、議案第55号 令和元年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和元年度決算における利益剰余金は、地方公営企業法の規定により8,404万2,760円全額を自己資本金へ繰り入れるものであります。令和元年度の水道事業運営は、新設管布設事業及び老朽管更新事業を実施するなど、水道水の安定供給を行うことができました。

経営面におきましては、水道事業収益は2億2,444万9,780円となりました。それに対して、水道事業費用は3億1,940万4,734円で当年度純損失が9,495万4,954円となる決算となりました。

資本的収支につきましては、支出額9,159万1,040円で、収入が支出額に対して不足する額は、内部留保資金等を取り崩して補填をいたしました。

なお、水道事業につきましては、御存じのとおり、本年4月1日から佐賀西部広域水道企業団に経営統合され事業運営がなされております。

今後も我々といたしましては、広域化することで一層広域的な運営に努められるようしっかりとそうした運営にも参画をしていきたいと思っております。

最後になりますが、議案第56号 令和元年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

令和元年度の決算額は、歳入総額7億932万9,233円、歳出総額6億9,081万394円で、歳入歳出差引額1,851万8,839円でありました。

歳入の主なものは、下水道使用料1億331万6,230円、一般会計繰入金4億5,261万5千円で、歳出の主なものは、江北クリーンセンター機械設備改築工事4,105万2千円、佐留志地区真空管路施設工事4,840万円と、公債費として起債元金・利子の償還金3億8,415万2,419円であります。

以上が本議会に提案をいたしました議案でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○西原好文議長

引き続き議案第51号から議案第56号までは、令和元年度会計の決算認定について提出されております。つきましては、監査委員から決算審査の報告を求めます。代表監査委員伊東啓子君、御登壇願います。

○代表監査委員（伊東啓子）

おはようございます。監査委員の伊東でございます。審査意見を申し上げます前に、一言御挨拶を申し上げます。

このたび7月5日付で議員の皆様の御承認をいただき、2期目の監査委員に就任いたしました。1期目の4年間は、監査の難しさや能力のなさ、勉強不足で何度もくじけそうになりましたが、皆様方の支えがあつてどうにか任務を全うすることができました。心から感謝しております。ありがとうございました。

いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見えませんが、その後のポストコロナ社会に対してはこれまでと違った視点での町政運営が求められることになるかと思えます。そのような中、2期目の監査委員に就任いたしまして身の引き締まる思いでございます。今後少しでも御期待に沿えるよう力を尽くしていく所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、ただいまから令和元年度江北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び定額運用基金運用状況審査意見を申し上げます。

なお、この審査意見につきましては、監査委員2名の合議のもとでございます。

まず、お手元に配付しております意見書の1ページでございますが、まず、審査の対象でございますが、記載しております(1)から(7)までに記載しておりますように、令和元年度江北町一般会計歳入歳出決算ほかの証書類をもって審査の対象といたしました。

審査の期日でございますが、令和2年7月17日から令和2年8月4日まで実施したところでございます。

審査の方法でございますが、審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び証書類、その他政令で定めます書類並びに定額運用基金運用状況調書について、下記(1)から(5)の諸点に主眼を置き、伝票等と照合いたしますとともに、関係職員の説明を聞き、さらにこれまで実施いたしました監査の結果も考慮いたしまして慎重に審査をしたところでございます。

審査の結果でございます。令和元年度一般会計及び特別会計の決算の計数は、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき審査しました結果、関係諸帳簿及び附属証拠書類と符合していることを確認いたしました。

事務事業につきましては、おおむね議決の趣旨に沿って執行されているものと認められましたが、予算流用が多く見受けられたところでございます。

また、財務に関する事務の執行につきましては、前回の決算審査、定期監査等の指摘等は

適正に処理されれば改善されておりましたが、いまだ一部不適切な事務処理がございました。

財政の運営につきましては、依然として厳しい財政状況ではございますが、各課の効率的な運営により適正に管理されていると認められたところでございます。

また、基金の運用につきましては、その設置の目的に従って適切に管理、運用されておりました。

次の2ページの第2、決算の総括から23ページの第5、基金運用状況までは、決算の概要を詳細に記載したものでございます。後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、24ページをお願いいたします。

審査意見に入らせていただきます。

審査意見でございます。一般会計の収支状況でございます。一般会計の決算収支は、歳入総額59億410万1,904円、歳出総額56億5,487万4,413円で、歳入歳出差引額は2億4,922万7,491円となっております。この中から事業を繰り越したことに伴い、その財源として翌年度へ繰り越すべき額7,796万7千円を差し引いた実質収支額は1億7,126万491円の黒字となっております。

歳入でございます。

歳入は、前年度に比べ4,677万7,253円微増しております。これは主に、寄附金1億6,916万6,951円、国庫支出金8,841万6,357円減少したものの、町債が2億1,905万4千円、繰入金2億291万4,815円増加したためでございます。

歳出でございます。

歳出は、前年度に比べ288万3,851円減少いたしました。これは8科目の合計は2億6,226万4,534円増加したものの、総務費が1億4,643万5,776円、民生費が1億778万9,446円、土木費が988万9,762円、議会費が103万3,401円減少したためでございます。

特別会計の収支状況でございます。水道事業特別会計は除いております。

特別会計の決算収支は、歳入総額22億6,603万2,921円、歳出総額21億9,307万6,089円で、歳入歳出差引額は7,295万6,832円の黒字となっておりますが、前年度と比較いたしますと1,295万8,524円減少しております。

実質収支額は、形式収支額7,295万6,832円から、翌年度へ繰り越すべき財源1,274万7千円を差し引いた6,020万9,832円となっております。

歳入でございます。

歳入は、前年度に比べ3,305万6,955円増加しております。これは下水道事業特別会計は

6,588万368円、後期高齢者医療特別会計は62万7,105円減少したものの、臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計が9,695万4,494円、国民健康保険事業特別会計が260万9,934円増加したためでございます。

歳出でございます。

歳出は、前年度に比べ4,601万5,479円増加いたしました。これは下水道事業特別会計は6,709万6,948円、後期高齢者医療特別会計は50万8,041円減少したものの、臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計が1億508万6,152円、国民健康保険事業特別会計が853万4,316円増加したためでございます。

不納欠損・収入未済でございます。

一般会計です。

不納欠損額は全て町税で、776万8,764円であり、前年度に比べ586万2,238円増加しております。

収入未済額は2,788万3,149円で、前年度に比べ887万1,535円減少しております。これは主に、収入未済額の68.5%を占める町税の減少によるものでございます。

収入未済額の主なものは、町税、特に固定資産税でございますが、1,221万748円でございます。

減少の要因といたしましては、日々徴収努力された結果でもございますが、今までは収入未済額でございましたものが、不納欠損をされましたことが大幅に増加したことも影響しているところでございます。

特別会計でございます。

不納欠損額は474万1,520円で、前年度に比べ281万2,210円増加しております。これは下水道事業特別会計が235万2,560円増加したためでございます。

収入未済額は2,636万2,981円で、前年度に比べ518万9,601円減少しております。

収入未済額の76.1%を国民健康保険税が占めておりますが、下水道事業特別会計の分担金及び使用料も多額となっております。

不納欠損とせざるを得ない事由につきましては、真に審査され、慎重に手続を取っていただきたいと思っております。

また、収入未済につきましては、公平な負担と自主財源の確保の観点から、引き続きその解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、不用額でございます。

一般会計です。

不用額は1億5,151万8,587円で、前年度に比べ1,170万7,851円増加しております。主なものは、総務管理費が3,918万2,510円、児童福祉費が1,893万2,794円、社会福祉費が1,551万2,103円等であり、多額の不用額となっております。

特別会計でございます。

不用額は4,587万7,911円で、前年度に比べ4,387万4,479円減少しております。これは不用額の74.8%を占めます国民健康保険事業特別会計が3,686万9,316円減少したためでございます。

財源の有効活用を図ることはもとより、予算の信頼性を確保する観点から、予算編成時に精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、適切な執行管理の下で補正を行うこと等により、効率的な予算執行に努めていただきたいと思います。

繰越額でございます。

一般会計。

翌年度への繰越額は2億7,122万3千円で、前年度に比べ1億2,689万6千円と増加しております。繰越額は全て明許繰越しでございます。事業繰越しの主なものは、災害復旧に係る事業費及び通学路交通安全対策に係る事業費でございます。

特別会計でございます。

翌年度への繰越額は、下水道事業特別会計1億4,899万3千円、臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計330万円となっております。

令和元年中の災害復旧に係る事業費の増加という特別な理由がありますが、翌年度への繰越額は前年度より増加しております。引き続き早期発注等により事業効果を早期に発現できるよう、計画的かつ効果的な事業の推進に努められたいと思います。

(6) 自主財源でございます。

自主財源は22億6,582万4,611円で、前年度に比べ7,613万9,596円減少しております。これは主に、寄附金、財産収入及び繰越金が減少したためでございます。

令和元年度の歳入に占めます自主財源構成比は38.4%となっております。今後収束の見えない新型コロナウイルス感染症への対応、社会保障費の増大や予期せぬ甚大な災害等に対応するための経費負担が予想されます。厳しい財政状況の下、安全・安心なまちづくりを進め

るためには、自主財源の増加が不可欠でございます。自主財源が増加するよう、あらゆる工夫と施策を総動員し、職員一体となって歳入の確保に努めていただきますようお願いいたします。

続きまして、財政指数でございます。

普通会計における主な財政指標を見ますと、財政運営の健全性を示す指標である実質収支比率は6.1%で、前年度に比べ0.7ポイント、また、財政上の能力を示す指標である財政力指数は0.403%で、前年度に比べ0.011と若干ではありますが、改善されております。財政構造の硬直化等の指標である経常収支比率は91.4%で、前年度に比べ3.3ポイント悪化し、財政の硬直化が進んでおります。

今後これらの比率がより改善されるとともに、悪化した比率の改善に努められ、安定的な財政運営となるよう望むものでございます。

続きまして、公有財産でございます。

一般会計でございます。

土地及び建物です。

行政財産は、土地は、みんなの公園分5,836平方メートルが増加し、26万4,024.92平方メートル、建物も同様に、みんなの公園交流棟378.67平方メートルが増加し、4万7,216.95平方メートルとなっております。

普通財産は、土地は18万4,974.80平方メートルで、前年度に比べ3,223.87平方メートル減少しております。普通財産の土地の減少は、みんなの公園用地を行政財産に変更し、また、岩屋団地跡地の一部、上分譲住宅地を売却したためでございます。

建物は、1,088.65平方メートルで前年度末と同様になっております。

山林でございます。

面積は、9,960.00平方メートル増加しております。これは、過去の地籍調査結果を反映させたためでございます。また、立木の推定蓄積量は796.23立方メートル増加しております。これは、前年度決算の指摘を受け、調査を実施されたことによります。毎年調査するのは大変でございますが、山林も財産であるということを意識し、現状を適正に把握して担当者ごとに引き継いでいく体制を整備していただきたいと思っております。

物品でございます。

庁舎及び関連施設において保管される重要物品はもとより、それ以外の物品等についても

適正な管理に努めていただきたいと思います。また、指定管理者制度で貸し付けている物品等についても適正な管理をお願いいたします。特に令和元年度に完成しましたみんなの公園のカフェ営業で使用する厨房関連備品等の取扱いについては、明確な取決めをお願いしたいところでございます。

指定管理者制度でございます。

公の施設の管理につきましては、協定書等で確認した諸条件どおりに事務手続が取られているか、事業報告の内容等について誤っていないか、貸付備品は適正に管理されているか等、基本協定書等に基づく指導、監督、審査を徹底していただきたいと思います。

特別会計でございます。

下水道事業特別会計の公有財産につきましては、令和元年度中に増減は見られず、前年度末同様となっております。

基金でございます。

基金残高は、125億2,220万318円となっており、前年度より3億164万1,173円減少しております。これは主に、減債基金1億5,000万円、財政調整基金1億2,000万円、ふるさと振興基金1億124万7,336円を取り崩したためでございます。基金運用益は、少額で、増額も見込めない中、今後も積立額を上回る額を取り崩すことが多くなると思われま。これからの基金充当事業につきましては、財政状況を勘案し、より慎重に行っていただきたいと思います。

ふるさと応援寄附金でございます。

令和元年度は、2万2,670件、3億5,686万7,509円でございます。前年度に比べ2万8,506件、1億6,806万6,951円減少しております。また、基金としての積立額は、1億6,514万2,514円となっております。

令和元年度寄附金は、県内20市町の中においても18番目と低迷しております。

寄附金の減少は、総務省からの通達により、平成30年11月から返礼品が3割を超えないように見直されたことが一つの要因と考えられますが、県内においては同じ状況下においても多額の寄附金を集めている市町もございます。ふるさと応援寄附金は、自主財源として大きな割合を占めており、小・中学校の給食費無償化や、安全・安心なまちづくり等に充当され、町の財源として欠かせないものでございます。今後の財源確保のために寄附金減少の要因がどこにあるのかを精査し、法を順守しながらいかにして寄附金を向上させるか、職員、町民

一丸となって取り組むことが必要であると考えます。町独自の魅力ある返礼品等を、工夫、開発される等、寄附金の増収を図っていただきたいと思います。

11、財務関係事務でございます。

予算執行に当たりましては、地方自治法等関係法令を遵守し、執行することが基本であるにもかかわらず、予算配当のない課が予算業務を行う等、不適切な事務処理がございました。

こうした事務処理の背景には、職場における組織的なチェック体制が十分でないこと、財務事務に精通した職員が不足していること等、構造的な問題があると考えます。

担当職員が前例にとらわれず、関係法令等を真に理解するとともに、所属内でのチェックを確実にを行う等の基本的なことを心がけることで解消できるものと考えます。

前回の決算審査並びに定期監査の際に指摘しました事項はおおむね改善されておりますが、なお指摘事項に対する対応が不備な点も見受けられました。

今年度の決算の指摘事項については、次ページ以降に掲載しております。

29ページをお願いいたします。

重要な指摘事項でございます。

予算配当されていない課が業務を行っており、まことに不適切でございました。

総務課に配当された予算業務を環境課が行ってございました。

総務課に配当された歳出予算、9 消防費 1 消防費 4 災害対策費のうち、委託料、工事請負費、負担金補助及び交付金については、予算配当を受けていない環境課と政策課合議の決裁で予算業務を行っており、予算配当課である総務課長の決裁は行われておりませんでした。

流用伺書の決裁についても同様に総務課長決裁は行われていなかったため、その流用についても把握されておりませんでした。また、流用伺書の決裁につきましては、財務規則第17条に町長までの決裁が必要と規定されているにもかかわらず、その決裁を受けられておりませんでした。

このような支出の執行は、関係法令に抵触した執行であり全くもって遺憾でございます。関係法令にのっとり予算執行を行えるよう環境課に歳出項目を設定し、支出を行うべきでございました。

続きまして30ページ、こども教育課でございます。

予算（当初、補正）計上を適切に行わず、流用を多用し、多額の金額を流用する等、予算執行が不適切でございました。

保育園の賄い材料費につきましては、入園園児数の増減に伴い支出額の算定は難しい面もあるとは思いますが、1年間に必要な額を把握し、予算管理を行うべきでございます。予算執行額を見直し、補正する機会があったにもかかわらず、必要な補正を行っていませんでした。

流用処理状況を見ますと、1月末の時点で2月分賄い材料費の支払い後の予算残額は、ゼロ円となっております。まだ3月分の支払いが必要であり、補正の必要があることは明白であったにもかかわらず、その後、3月補正は行われず、3回流用（うち1回は、流用額の積算を誤ったために生じた不要な流用）を繰り返し、支払いを行われていたものでございます。

説明は省きますけれども、2月末の材料費の支出額の確定額は2月末にしか出てきません。それを令和2年1月31日に流用したりしているという、会計システムの問題もございませけれども、そういう不手際もございました。単に予算額が不足するからと安易に予算流用を多用することはまことに不適切でございます。流用を多用することがないよう予算管理については適正に行っていただきたいと思っております。

続きまして、総務課でございます。

充当財源の誤りについてでございます。

地区防災マップ作成業務委託料63万8千円につきましては、県の佐賀県地域防災力向上促進事業補助金の補助対象であり、県に対して補助金申請を行っているにもかかわらず、歳入予算計上を失念されておりました。そのために当該事業財源に県補助金が充当されず、ふるさと応援基金より全額充当されておりました。

国や県の補助金については、貴重な財源としてしっかり把握し、今後このような失念はないよう、厳重に注意、管理していただきたいと思っております。

続きまして、指摘事項でございます。

総務課でございます。

当初予算積算及び流用が不適切でございました。

当初予算積算の際に消費税を適正に積算していなかったため、年度当初の4月1日から流用を行っておりました。

例規整備支援業務委託料ですが、流用額10万円、Jアラート保守点検委託料、流用額2千円でございますが、上記2件の委託料は、年間を通じての業務委託及び保守契約であり、当初予算計上の際、再度積算を見直し、計上すれば流用する必要はなく、基本的確認ができて

いなかったと言わざるを得ません。

年度当初から流用が必要となるような予算計上は問題があり、今後十分注意していただきたいと思います。

続きまして福祉課でございます。

支払い期限を超過した支払いがございました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止事業110万円でございます。

小・中学生に配布するマスクにつきましては、物品売買契約を締結し、購入されておりますが、契約書第4条第2項において、「適法な請求書を受理した時は、その日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない」とされているにもかかわらず、その支払い期限を遵守してありませんでした。請求書受理日は令和2年4月8日、代金支払い日は令和2年5月8日でございます。

請求から31日目の支払いとなり、支払い期限を超過しております。これは契約書を確認し、支出すれば不適切な支払いは回避できたものでございます。

支払い期限を超過することは、支払遅延防止法に違反する行為であり、違反した場合、遅延利息の支払いが必要となってまいります。支払い期限の厳守は支払いの基本であります。今後このようなことがないように十分注意をしていただきたいと思います。

続きまして、健康動態調査並びに資材作成事業に関する業務委託契約についてでございます。

上記業務契約を77万円で締結されております。

委託業務の内容は、「健康データの分析とその結果に基づく通知物作成」でございました。

この通知物作成の内容が、原版作成だけなのか、印刷までなのかが不明でございました。実際は、4,500枚印刷され各戸に配布されております。

業務委託契約書そのものは、印刷契約書のように契約事項に印刷内容の記載が義務づけられているものではございません。

しかし、実際印刷を依頼しており、印刷契約も含まれることになると考えます。業者に対し、印刷枚数、色、紙質、サイズ等の内容を確実に明示した書面を作成しておくべきでございました。

また、印刷依頼が、契約時にされたものであれば、契約額に印刷代が含まれているのか。通知物作成後に印刷依頼したのであれば、印刷代はどうやって支払ったのか等が提示された

資料では不明でございました。

通知物印刷に関する事項は、業務完了後、検査確認を行う際や、後日、業務について確認を行う際の根拠となる重要なものでございます。

業者との協議経過等はされたとは聞いておりますが、その分かる書面を作成し、明確にすることは非常に重要なことでございます。今後十分注意をお願いいたします。

こども教育課でございます。

スポーツ・文化育成補助金の支出年度が誤っておりました。

交付要綱には、予算の範囲内において補助金を交付することとなっており、その予算の範囲とは単年度で定めた予算でございます。しかし、競技日程が、平成30年度であるにもかかわらず、令和元年度で交付決定、支給されていたものでございます。

補助金は年度内に交付すべきものであり、重大な年度誤りの支出でございます。

補助金支出の際の会計年度区分は、「補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度。」でございます。

しかし、年度末に競技が実施される場合も多く、年度内交付は困難である場合もございません。交付要綱や歳出費目の検討を行うべきでございます。

続きまして、建設課。

無資力臨鉦ポンプ等維持特別会計補正予算でございます。

排水機管理事業、基金利子積立金につきましては、定期預金利息等は確実に把握し、それにより減額補正され予算残額がゼロとなっております。

しかし、補正予算作成の際、普通預金通帳決算利息を考慮していなかったため予算額231円が不足し、減額補正後の増額流用となったところでございます。

減額補正を行いながら増額流用するといったことがないように必要額について高い精度をもって見積もっていただきたいと思います。

全庁について申し上げます。

流用が散見されたことについてでございます。

令和元年度に実施されました流用は、283件となっており、ほとんど毎日1件流用が行われたこととなります。

当初予算、補正予算の積算の甘さ等要因は考えられますが、同じ費目に何回も流用したり、減額補正で予算残をゼロにしたにもかかわらず、再度流用し、支出をしたりされております。

また、予算流用伺書決裁につきましては町長までの決裁が必要、これは今年4月1日に財務規則を改正されておりますが、元年度決算中につきましては前のままでございまして、決裁が必要にもかかわらず、決裁がされていない事案も多々ある等、安易に流用を行っているように見受けられたところでございます。

流用は、実質的に議会承認のない予算の補正であり、これを多用することは、好ましいことではございません。当初予算積算を十分に行い、予算執行状況を適宜見直し、適正な補正を行い、最小限にとどめるよう努力をしていただきたいと思います。

参考までに、財務会計事務の手引き、地方財務実務提要の流用についての記載をしております。

続きまして、検討事項でございます。

こども教育課でございます。

学校給食センターについてでございます。

給食センターの修繕費は、年間計画では見積もれない突発的な事案が多く、毎年多額の修繕費となっております。

給食センターは老朽化しており、修繕費の支出は今後ますます多額になっていくと思われまます。

個別施設計画による見直しも行われていると思っておりますが、今後の改修も含め全般的な見直しを行い、今後の給食センター施設の在り方について検討していただきたいと思います。在り方というふうに書いておりますが、補修費をどのような計画で持っていくのか、年間、10年後の各計画をつくるのか、そういうふうなことを検討していただきたいと思いますところでございます。

最後になりますが、結びでございます。

昨年は「平成」から「令和」に元号が新しくなった日本の歴史的な年となりました。

令和2年2月頃から連日新型コロナウイルス感染症に関するニュースがシャワーのごとく報道されております。

佐賀県では、3月7日に1人目の感染が確認されて以来29日間は感染者ゼロが続きましたが、その後第2波が到来し、江北町でも2名の感染者が確認されたところでございます。町長はじめ、議員の皆様、職員の方の心痛、御苦労はいかばかりであったかと推測いたします。そのような中、いち早く町独自の取組として、「小・中学生へのマスク配布」や「こうほく

ふるさと便」等を実施されました。

これらの取組については、心より敬意を表するものでございます。

ところで、この新型コロナウイルス感染症対応の中で、東京一極集中への懸念、地方の権限移譲とそれに伴う財源を分配し、各地方の実態に即した対応をすること等について、国と地方との関係が改めて議論されているところでございます。いずれにしましても、地方自治体は、基本的な事務処理の適正化や個々の能力アップを図ることはもとより、英知を結集し、いかに特色あるまちづくりを行いポストコロナ社会にいかに対応していくかが肝要であると考えます。

また、近年は、これまでに経験したことのない豪雨、猛暑などが押し寄せてきております。本年も7月末には大雨が降り続き、大雨特別警報が何回も発令されました。また、9月6日から7日にかけて大型台風の来襲もいたしました。

ここ毎年発生いたします、自然災害の脅威とこれに備える対策の重要性を痛感させられるところになりました。来るべき不測の災害に備え、常に危機感と緊張感を持って職務に当たっていただくようお願いいたします。

今年度の決算審査におきましては、関連法を逸脱した重大な支出方法の誤りがございました。これは基本の法的・事務的手続等を遵守しないために起きたものでございます。

また、予算計上につきましても減額補正後の流用が多く見受けられるなど、予算に対する認識の薄弱さ露呈されているように感じます。流用は補正対応ができないとき等やむを得ない場合の対応策として認められてはおりますが、頻繁に行うものでなく、予算の計上については特に慎重をお願いしたいと思います。

今後の財政運営につきましましては、歳入は、国庫補助金、過疎債、ふるさと応援寄附金の減少等が考えられます。一方、歳出は、社会保障関係費、公共施設等の老朽化対応のための維持保全、長寿命化のための経費、自然災害やいまだ収束を見ない新型コロナウイルス感染症に関する経費の増加等が予想され、極めて厳しい財政運営になると思われま。

このような状況下では、財政の健全化とともに自主財源の確保が何より重要でございます。

とりわけ貴重な自主財源であるふるさと応援寄附金については、減少理由等を精査し、職員、町民一丸となって取り組むことが喫緊の課題であると考えます。

さらには、基金の有効活用及び借入金の縮減並びに事務の効率的な執行等により歳出抑制、削減に努め、将来の財政の健全化を図っていただきたいと考えております。

町政運営に当たりましては、令和元年11月にみんなの公園が開園し、多くの町民が利用し、子育て世代の増加を生む等、住みよいまちづくりに尽力されております。

今後も財政事情が厳しい中、子育てや人づくり、産業の振興、地方創生などにつながる取組を含め、町民の理解と協力を得ながら、町民にとって真に必要な政策を効果的に実施され、令和の時代も魅力ある住みやすい町であり続けるよう望むものでございます。

一般会計の決算審査の意見については以上でございます。

引き続きまして、水道事業特別会計の意見を申し上げます。

お手元に配付されております水道事業特別会計の決算審査意見書でございますが、審査の対象とか、そういうものは一般会計と同じものでございます。最後の審査意見だけ申し上げます。

今年度の給水戸数は、前年度より66戸増加し、また、給水人口は、前年度より12人増加しております。

年間配水量は4万257立方メートル増加し、1日平均でも103立方メートル増加しました。また、年間有収水量は9,868立方メートル増加し、1日平均でも21立方メートル増加したところでございます。有収率は、85.87%となっております。

財務関係につきましては、おおむね適正でございました。

令和2年4月より水道事業は、佐賀西部広域水道企業団に統合されましたが、統合以前に出資された江北町上水道事業一般会計出資金1億9,790万円が資本の部の繰入資本金に計上されております。この出資金の取扱いについては、町と協議し、報告をお願いしたいと思っております。

水道事業につきましては、今後、佐賀西部広域水道企業団により運営されますが、引き続き町民への水道供給に係るサービスが低下することなく運営されることを望むものでございます。

水道事業関係につきましては以上でございます。

なお、令和元年度江北町財政健全化判断比率及び資金不足比率については、町長から議会のほうに提出されておまして、その中に監査意見をつけておりますので、御覧いただければと思います。

以上で監査委員の審査意見を終わります。ありがとうございました。

○西原好文議長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時24分 散会